

定 款

株式会社ミズホメディア

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ミズホメディーと称し、英文では、MIZUHO MEDY CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、体外診断用医薬品、化学薬品、工業薬品、動物用医薬品、医薬部外品、毒物・劇物及び環境・食品用検査薬の企画開発、製造販売並びに輸出入
- (2) 医薬用理化学測定機器、工業用測定機器、医療用具、動物用医療用具、衛生材料、計量器の販売並びに輸出入
- (3) 臨床検査機器及びその他関連機器の企画開発並びに製造販売
- (4) 医療関連施設、設備機器の設計指導及び販売並びに輸出入
- (5) 上記各号に関する受託研究並びに受託開発業務
- (6) 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を佐賀県鳥栖市に置く。

(公告の方法)

第4条 1. 当社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、67,680,000 株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 1.当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- 3.当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

- 第11条 1.当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- 2.前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、予め公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 1.株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役

会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 1.当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2.当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 16 条 1.株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2.会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 1.取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 21 条 1. 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 22 条 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 2 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 24 条 1. 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ取締役会長及び専務取締役並びに常務取締役各若干名を取締役の中から選定することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が、記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 1. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、500 万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の設置)

第 31 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 32 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第 36 条 1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 2 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が、記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 41 条 1. 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、500 万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

- 当会社は、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(期末配当金)

第48条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第49条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

- 第 50 条 1. 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。